

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ヴィエントプランニングと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ施設、カルチャースクール、託児施設、キャンプ場、貸農園、農業体験農園、宿泊施設、飲食店、温浴施設の運営
2. 農作物の生産、加工、販売
3. 清涼飲料水、食料品、酒類、スポーツ用品、アウトドア用品、衣料品の販売
4. ハンドメイド商品の販売
5. 古物売買業
6. 各種スポーツの催し物、講習会の企画、運営
7. 土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業
8. 不動産売買、賃貸、仲介および管理業
9. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、住宅宿泊事業、旅館業
10. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、施設サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業、第1号事業、
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業
12. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業
13. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
14. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府豊能郡豊能町に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第 326 条第 2 項に定める機関を設置しない。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確保するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

3 前項の場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第 14 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第 15 条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第 202 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 16 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合には、会日の 2 週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第 17 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 18 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 20 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を 2 名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第 22 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から 10 年間当会社の本店に備えおくものとする。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 23 条 当会社の取締役は 1 名以上とする。

(取締役の選任)

第 24 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。
- 3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 26 条 当会社が取締役 2 名以上いるときは代表取締役を 1 名置き、取締役の互選によって定める。
- 2 代表取締役は社長とする。
 - 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
 - 4 取締役 1 名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

- 第 27 条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

- 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 決 算

(事業年度)

- 第 29 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

- 第 30 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第 31 条 剰余金の配当は、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

- 第 32 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は次のとおりとする。
- 金 3, 0 0 0, 0 0 0 円

(設立時発行株式に関する事項)

- 第 33 条 当会社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。
- | | |
|----------------------|----------------|
| 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数 | |
| 普通株式 | 3 0 0 株 |
| 設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額 | |
| 1 株につき | 金 1 0, 0 0 0 円 |

成立後の株式会社の資本金の額に関する事項

資本金 金 3, 0 0 0, 0 0 0 円

(最初の事業年度)

第 34 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。

(設立時取締役)

第 35 条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 橋本 謙 司

(発 起 人)

第 36 条 発起人の氏名又は名称、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘五丁目 3 番地の 7

橋本 謙 司

普通株式 300 株 金 3, 0 0 0, 0 0 0 円

(定款に定めのない事項)

第 37 条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社ヴィエントプランニングを設立のため、発起人橋本謙司の定款作成代理人である司法書士神田訓宏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 30 年 7 月 10 日

発起人 橋本 謙 司

上記発起人 1 名の定款作成代理人

大阪府中央区釣鐘町 1 丁目 3 番 1 0 号

司法書士 神田 訓宏